

『R4年度税制改正大綱（7） グループ通算制度の見直し』

法人課税では、グループ通算制度の大幅な見直しも注目される。【投資簿価修正制度】通算子法人の離脱時に、子法人株式の帳簿価額とされるその通算子法人の帳簿価額純資産価額に、資産調整勘定等対応金額が加算できるようになる。【離脱時の時価評価制度】離脱等に伴う資産の時価評価で、1,000万円未満の営業権が対象に追加される。【通算税効果額の範囲】各通算法人間で授受される金額は、利子税の額に相当する金額として通算税効果額から除外される。【支配関係5年継続要件】○通算承認日の5年前の日以後に設立された通算親法人について、設立日からの支配関係の有無の判定は、通算親法人と、他の通算法人間のうち支配関係発生日が最も早いものとの間で行う。○通算子法人の判定で、自己を合併法人とする適格合併で他の通算子法人の支配関係法人を被合併法人とするもの等を、適用除外の範囲に追加。グループ内の法人間の組織再編成は、適用除外の範囲から除外する。【欠損金の損金算入の特例の計算】認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例を受ける場合の非特定超過控除対象額の配賦計算の方法が見直される。【外国税額控除】進行年度調整措置において一定の場合に、○税務当局による調査結果の説明○固定措置の不適用／再適用、が行われる。



『協会けんぽ保険料率改訂案 全国平均は据え置きに』

全国健康保険協会（協会けんぽ）は、令和4年度の都道府県別の保険料率案を発表した。資料によると、令和3年度の収支見込は、医療分は3768億円の黒字（令和2年度は6183億円の黒字）となっている。保険料収入は4757億円増えたものの、保険給付費が4753億円増えたため、保険料収入の増加は財務的にはほとんど効果がなかった。

新年度の全国平均の保険料率は前年度から据え置きの10.0%。都道府県ごとの保険料率は引き上げられるのは29県、引き下げられるのは18都道府県となった。改定後の都道府県別保険料率を見ると、最高が11.00%の佐賀県、最低が9.51%の新潟県で、その差は1.49%に達している。これは、各都道府県の保険料収入や医療費削減のための健康管理の取組み、ジェネリック医薬品の普及など、財務的な差が保険料率に直結しているためだ。令和2年度の両県の保険料率差は1.15%、同3年度には1.18%だった。今後、都道府県ごとの格差がより広がることも予想されている。なお、介護保険料率は1.80%から1.64%に引き下げられるため、保険料率がほぼ横ばいや引き下げられる都道府県については、全体としては保険料負担が減少することになる。



出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com